

地域雇用対策調査特別委員会

三重労働局説明資料（１）

平成21年12月4日

三重県内経済情勢（平成 21 年 9 月の指標から）

県内経済は、厳しい状況が続いているものの、一部に持ち直しの動きがみられる（生産は持ち直しつつある。個人消費は弱い動きの中にも、持ち直しの兆しがみられる。雇用情勢は厳しい状況が続いている）。

1. 概況

（生産）

鉱工業生産指数は前月と同水準となり【図 1】、鉱工業製品在庫指数は 2 か月ぶりに低下した。

（消費）

大型小売店販売額（既存店調整値）は前年同月を 1 年 2 か月連続で下回った。【図 2】
 コンビニエンスストア販売額（富山、石川、岐阜、愛知、三重の 5 県）は 4 か月連続で前年同月比減となったが、家電販売額（中部 8 県）は 2 か月連続で前年同月比増となった。

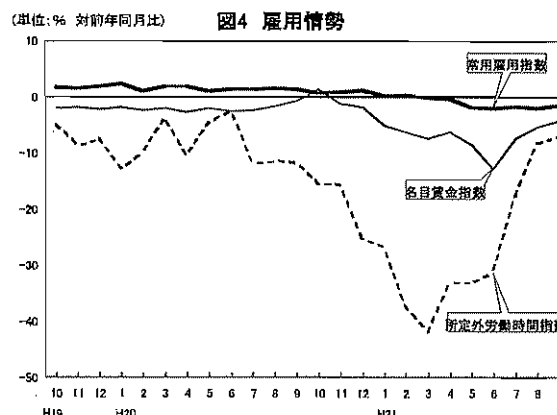
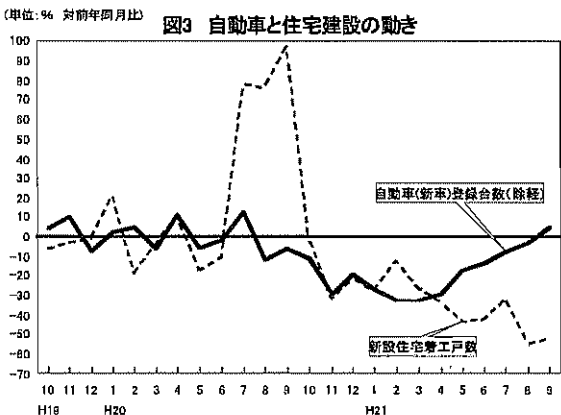
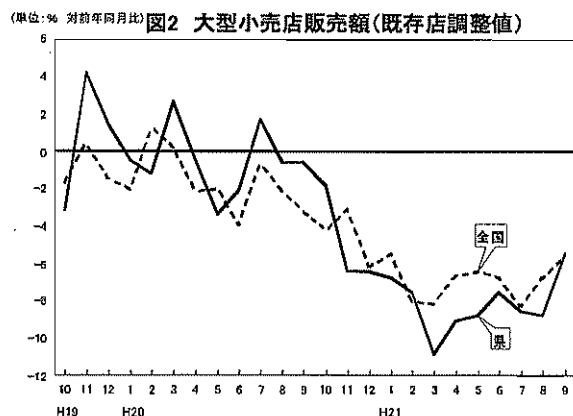
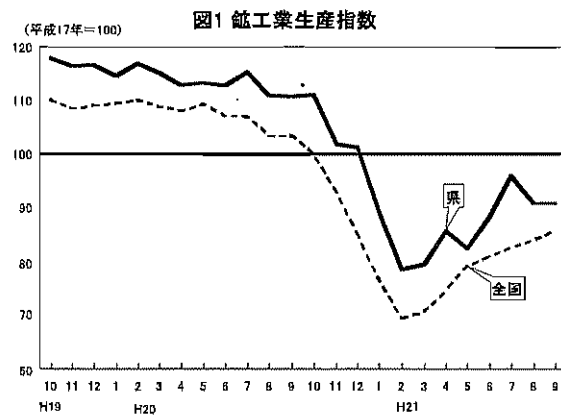
自動車（新車）登録台数（軽自動車を除く）は 1 年 2 か月ぶりに前年同月比増となったが【図 3】、軽自動車販売台数は 11 か月連続で前年同月比減となった。

新設住宅着工戸数は 12 か月連続で前年同月比減となった。【図 3】

（雇用）

有効求人倍率は 0.42 倍となり、前月を 0.01 ポイント上回った。

所定外労働時間指数は 2 年 2 か月連続で前年同月比減、常用雇用指数は 7 か月連続で前年同月比減、名目賃金指数は 11 か月連続で前年同月比減となった。【図 4】



2. 主要経済指標の動き

(1) 生産活動

- ・ 鉱工業生産指数（H17=100）は91.0となり、前月と同水準になった。
- ・ 県内主要3業種では、電気機械工業（旧分類）（108.8）が前月比3.4%増と2か月ぶりに上昇した。輸送機械工業（83.6）は前月比0.2%減と2か月連続で低下し、化学工業（80.9）も前月比2.4%減と3か月ぶりに低下した。
- ・ 鉱工業製品在庫指数（H17=100）は101.7で、前月比1.5%減と2か月ぶりに低下した。（※電気機械工業（旧分類）は、日本標準産業分類（平成14年3月改定）の「電気機械工業」「情報通信機械工業」「電子部品・デバイス工業」をまとめたものです。）

(前月比：%、H17=100)	6月	7月	8月	9月
鉱工業生産指数	7.0	8.7	-5.2	0.0
（電気機械工業：旧分類）	12.1	3.7	-6.2	3.4
（輸送機械工業）	11.4	9.6	-16.2	-0.2
（化学工業）	-6.3	2.4	4.1	-2.4
鉱工業生産指数（全国）	2.3	2.1	1.6	2.1
鉱工業製品在庫指数	-4.7	-4.9	2.6	-1.5

(2) 個人消費

- ・ 県内の大型小売店販売額（既存店調整値）は、前年同月比5.5%減と1年2か月連続で前年同月を下回った。
- ・ コンビニエンスストア販売額（富山、石川、岐阜、愛知、三重の5県）は4か月連続で前年同月比減となったが、家電販売額（中部8県）は2か月連続で前年同月比増となった。
- ・ 自動車（新車）登録台数（軽自動車を除く）は前年同月比4.7%増と1年2か月ぶりに増加したが、軽自動車販売台数は前年同月比7.1%減と11か月連続で減少した。全自動車では前年同月比0.2%増と1年2か月ぶりに増加した。

(前年同月比：%)	6月	7月	8月	9月
大型小売店販売額（県内既存店）	-7.6	-8.6	-8.8	-5.5
〃（全国既存店）	-6.8	-8.4	-6.8	-5.6
コンビニエンスストア販売額（5県全店）	-3.0	-6.2	-4.3	-3.1
家電販売額（8県全店）	-1.6	-4.9	3.5	2.7
自動車（新車）登録台数（県内）	-13.7	-7.7	-3.6	4.7
〃（全国）	-13.5	-4.2	2.3	3.5
軽自動車（新車）販売台数（県内）	-12.9	-2.1	-8.6	-7.1
〃（全国）	-16.2	-7.2	-5.1	-5.9
自動車・軽自動車 合計（県内）	-13.4	-5.7	-5.7	0.2
〃（全国）	-14.5	-5.2	-0.5	0.2

(3) 住宅建設

- ・ 新設住宅着工戸数は817戸となり、前年同月比52.1%減と12か月連続で減少した。

(前年同月比：%)	6月	7月	8月	9月
新設住宅着工戸数	-42.3	-31.9	-55.0	-52.1
（参考）（持家）	-21.3	-6.6	-28.1	-28.5
（貸家）	-57.8	-48.1	-75.4	-66.3
（分譲住宅）	-19.1	-28.8	-36.8	-69.3

公表時間

11月16日（月）11時00分

2009年11月16日

日本銀行名古屋支店

東海3県の金融経済動向 (2009年11月)

【概況】

東海3県の景気は、持ち直しつつある。

最終需要の動向をみると、設備投資と住宅投資が低水準で推移しているほか、公共投資も頭打ちとなりつつある。一方、輸出は増加している。また、個人消費は、総じて弱い状況が続いているが、一部に持ち直しの動きがみられる。

こうした中、生産は増加している。雇用・所得環境も、引き続き厳しい状況にあるが、労働需給の悪化には歯止めがかかっている。なお、消費者物価（除く生鮮）は前年比-2%程度となっている。

先行きについては、特に海外経済の情勢や為替相場の推移、雇用・所得環境とそれを受けた家計支出の動向、各種政策の効果の持続性や今後の展開等を注視する必要がある。また、企業金融の情勢に関しても、特に中小企業の資金繰り動向を中心に、引き続き注意深くみていく必要がある。

金融面をみると、東海3県の金融機関（国内銀行+信金）の貸出は、生産増加等を背景に大企業や中堅企業からの運転資金需要が持ち直しつつあるものの、依然として年度末に厚めに積み上げられた資金の返済が続いていることから、実勢の前年比伸び率は+4%台半ばまで低下している。また、預金は、前年比伸び率が+2%台後半で推移している。

東海3県とは、愛知県、岐阜県および三重県を指します。

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行名古屋支店までご相談ください。引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。なお、本稿は、日本銀行名古屋支店のホームページ（<http://www3.boj.or.jp/nagoya/>）でもご覧頂けます。

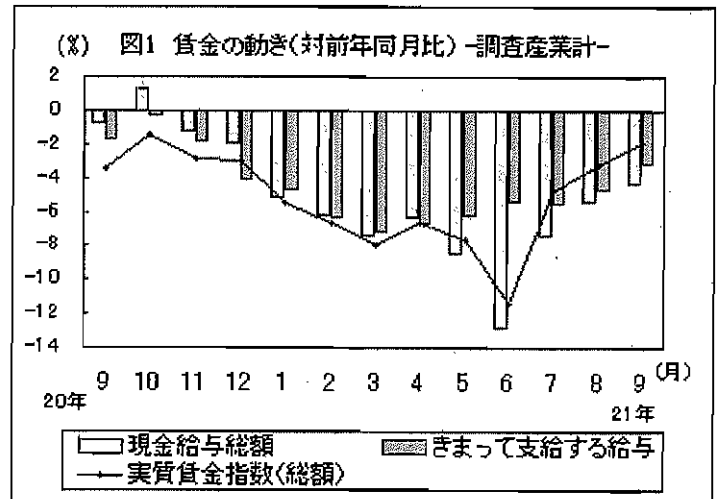
賃金・労働時間・雇用の動き (平成21年9月：毎月勤労統計調査)

1 賃金の動き(事業所規模5人以上)

「決まって支給する給与は」は249,977円(前年同月比3.1%減)

8月	現金給与 総額(円)	きまって支給 する給与(円)	実質賃金 指数(総額)
三重	251,482 (-4.3)	249,977 (-3.1)	77.8 (-1.9)
全国	265,722 (-1.8)	261,373 (-2.1)	79.6 (0.6)

() は指数の前年同月比 (%)

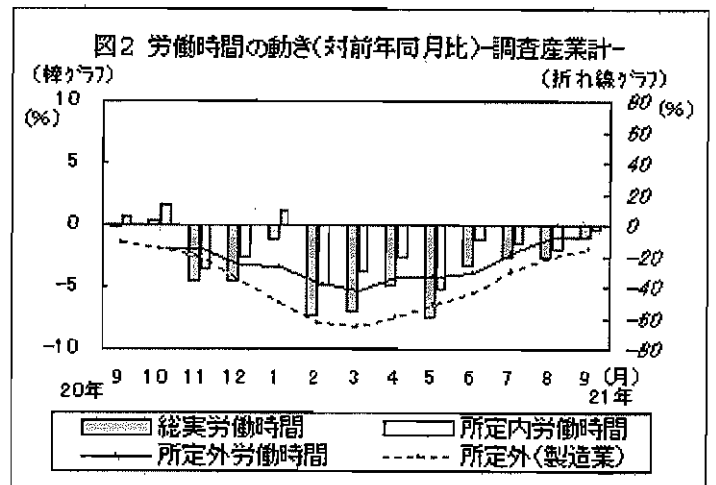


2 労働時間の動き(事業所規模5人以上)

「総実労働時間は」は145.6時間(前年同月比0.9%減)

8月	総実労働 時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間	製造業
三重	145.6 (-0.9)	136.4 (-0.4)	9.2 (-7.2)	13.9 (-15.8)
全国	144.2 (-2.7)	135.0 (-1.7)	9.2 (-14.1)	11.7 (-24.4)

() は指数の前年同月比 (%)

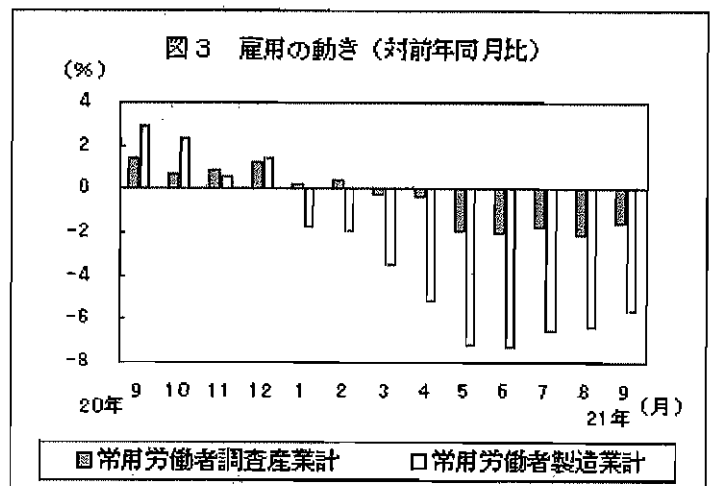


3 雇用の動き(事業所規模5人以上)

「常用雇用指数(調査産業計)」は106.6(前年同月比1.5%減)

8月	常用雇用指数 (調査産業計)	製造業
三重	106.6(-1.5)	111.0(-5.6)
全国	104.0(-0.1)	99.2(-2.9)

() は指数の前年同月比 (%)



※ 各指数は平成17年平均を100とする指数

(資料出所：三重県政策部統計室)

一般職業紹介状況

職業安定業務速報（平成21年10月）

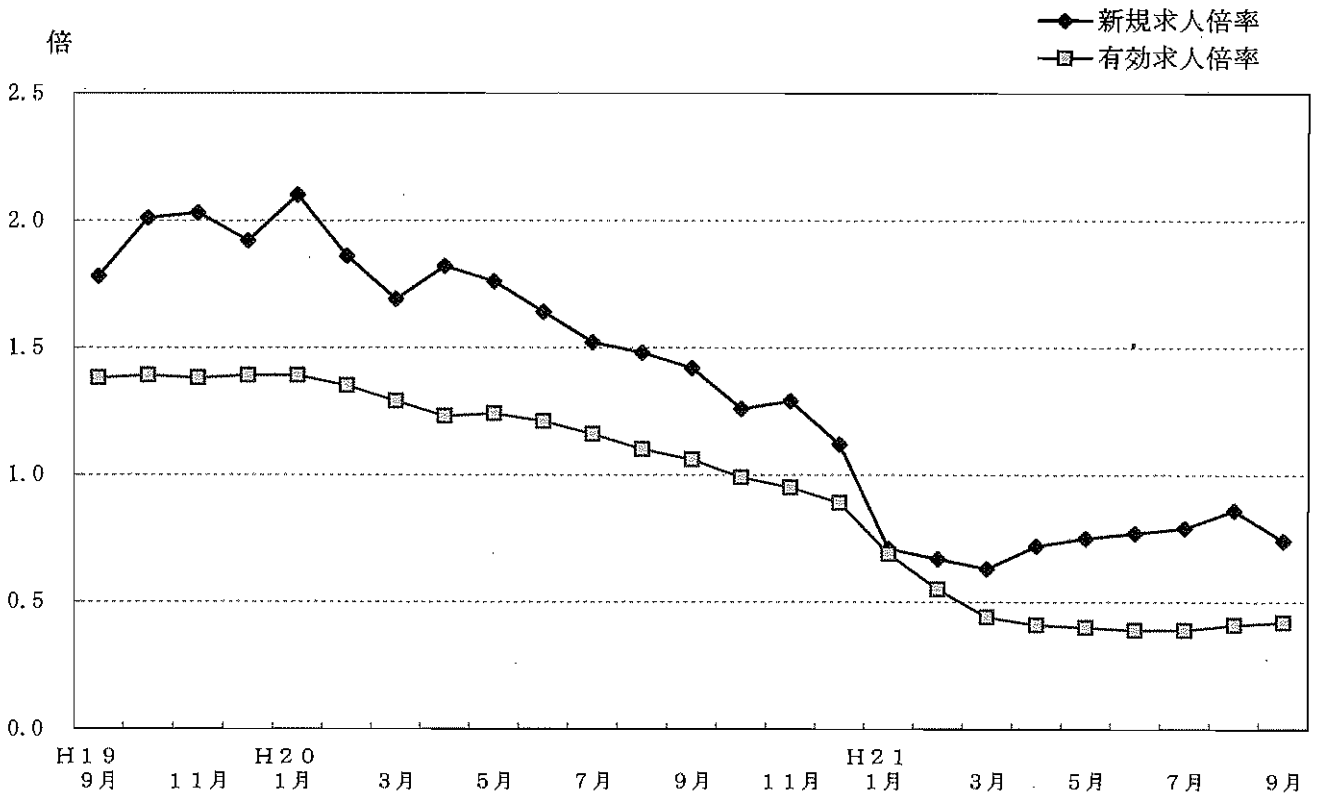
（三重労働局職業安定課）

項目 年月	新規求人・求職				有効求人・求職				求人倍率			就職件数		
	求人数 (人)	前年 同月比 (%)	求職者数 (人)	前年 同月比 (%)	求人数 (人)	前年 同月比 (%)	求職者数 (人)	前年 同月比 (%)	新規	有効		全数 (件)	前年 同月比 (%)	就職率 (%)
									三重県 (倍)	三重県 (倍)	全国 (倍)			
16年	13,010	15.1	7,717	▲ 8.8	35,047	19.4	30,155	▲ 14.5	1.69	1.16	0.83	2,493	▲ 4.4	32.3
17年	13,644	4.9	6,973	▲ 9.6	37,432	6.8	27,266	▲ 9.6	1.96	1.37	0.95	2,303	▲ 7.6	33.0
18年	13,926	2.1	7,072	▲ 1.4	38,634	3.2	27,159	▲ 0.4	1.97	1.42	1.06	2,253	▲ 2.2	31.9
19年	12,992	▲ 6.7	6,523	▲ 7.8	36,450	▲ 5.7	26,078	▲ 4.0	1.99	1.40	1.04	2,149	▲ 4.6	32.9
20均	10,602	▲ 18.4	6,745	▲ 3.4	29,695	▲ 18.5	25,889	▲ 0.7	1.57	1.15	0.88	2,068	▲ 3.8	30.7
20 1	14,559	▲ 7.0	6,729	▲ 10.9	34,370	▲ 8.3	23,085	▲ 8.2	2.10	1.39	0.99	1,738	▲ 8.7	25.8
2	12,011	▲ 11.7	6,412	▲ 3.8	34,129	▲ 11.1	23,765	▲ 6.9	1.86	1.35	0.98	2,034	▲ 8.6	31.7
3	10,054	▲ 24.5	6,669	▲ 6.1	33,531	▲ 14.9	24,992	▲ 6.0	1.69	1.29	0.95	2,273	▲ 10.1	34.1
4	10,900	▲ 11.5	8,453	▲ 1.5	30,295	▲ 16.1	26,663	▲ 4.6	1.82	1.23	0.93	2,476	▲ 0.2	29.3
5	10,125	▲ 18.8	6,653	▲ 7.3	28,507	▲ 17.9	26,578	▲ 5.4	1.76	1.24	0.93	2,266	▲ 4.9	34.1
6	10,257	▲ 16.3	6,486	▲ 1.3	28,867	▲ 15.1	26,468	▲ 3.1	1.64	1.21	0.90	2,187	▲ 2.5	33.7
7	10,959	▲ 20.8	6,466	▲ 4.7	29,064	▲ 18.1	26,330	▲ 1.6	1.52	1.16	0.88	2,088	▲ 0.9	32.3
8	9,425	▲ 28.4	5,798	▲ 3.0	27,779	▲ 23.4	25,618	▲ 1.5	1.48	1.10	0.85	1,839	▲ 8.2	31.7
9	10,303	▲ 13.5	7,140	▲ 17.0	28,339	▲ 21.3	26,349	▲ 3.2	1.42	1.06	0.83	2,111	▲ 4.3	29.6
10	10,555	▲ 30.4	7,644	▲ 10.4	28,280	▲ 25.4	27,564	▲ 4.7	1.26	0.99	0.80	2,284	▲ 0.2	29.9
11	9,362	▲ 25.3	5,727	▲ 7.4	27,272	▲ 26.4	26,643	▲ 6.9	1.29	0.95	0.76	1,800	▲ 10.7	31.4
12	8,708	▲ 10.1	6,767	▲ 58.6	25,905	▲ 25.1	26,613	▲ 16.9	1.12	0.89	0.73	1,724	▲ 1.7	25.5
21 1	8,459	▲ 41.9	11,735	▲ 74.4	23,368	▲ 32.0	31,589	▲ 36.8	0.71	0.69	0.67	1,944	▲ 11.9	16.6
2	7,995	▲ 33.4	11,779	▲ 83.7	21,992	▲ 35.6	37,293	▲ 56.9	0.67	0.55	0.59	2,201	▲ 8.2	18.7
3	7,057	▲ 29.8	12,421	▲ 86.2	19,797	▲ 41.0	42,732	▲ 71.0	0.63	0.44	0.52	2,557	▲ 12.5	20.6
4	7,013	▲ 35.7	13,461	▲ 59.2	17,824	▲ 41.2	46,824	▲ 75.6	0.72	0.41	0.46	2,590	▲ 4.6	19.2
5	6,362	▲ 37.2	9,378	▲ 41.0	15,978	▲ 44.0	46,692	▲ 75.7	0.75	0.40	0.44	2,140	▲ 5.6	22.8
6	7,027	▲ 31.5	9,454	▲ 45.8	16,244	▲ 43.7	46,491	▲ 75.6	0.77	0.39	0.43	2,570	▲ 17.5	27.2
7	7,629	▲ 30.4	8,876	▲ 37.3	16,651	▲ 42.7	45,316	▲ 72.1	0.79	0.39	0.42	2,452	▲ 17.4	27.6
8	7,515	▲ 20.3	8,073	▲ 39.2	17,482	▲ 37.1	43,391	▲ 69.4	0.86	0.41	0.42	2,257	▲ 22.7	28.0
9	7,233	▲ 29.8	8,931	▲ 25.1	18,299	▲ 35.4	42,313	▲ 60.6	0.74	0.42	0.43	2,564	▲ 21.5	28.7
10	7,746	▲ 26.6	9,028	▲ 18.1	18,552	▲ 34.4	41,592	▲ 50.9	0.76	0.43	0.44	2,729	▲ 19.5	30.2

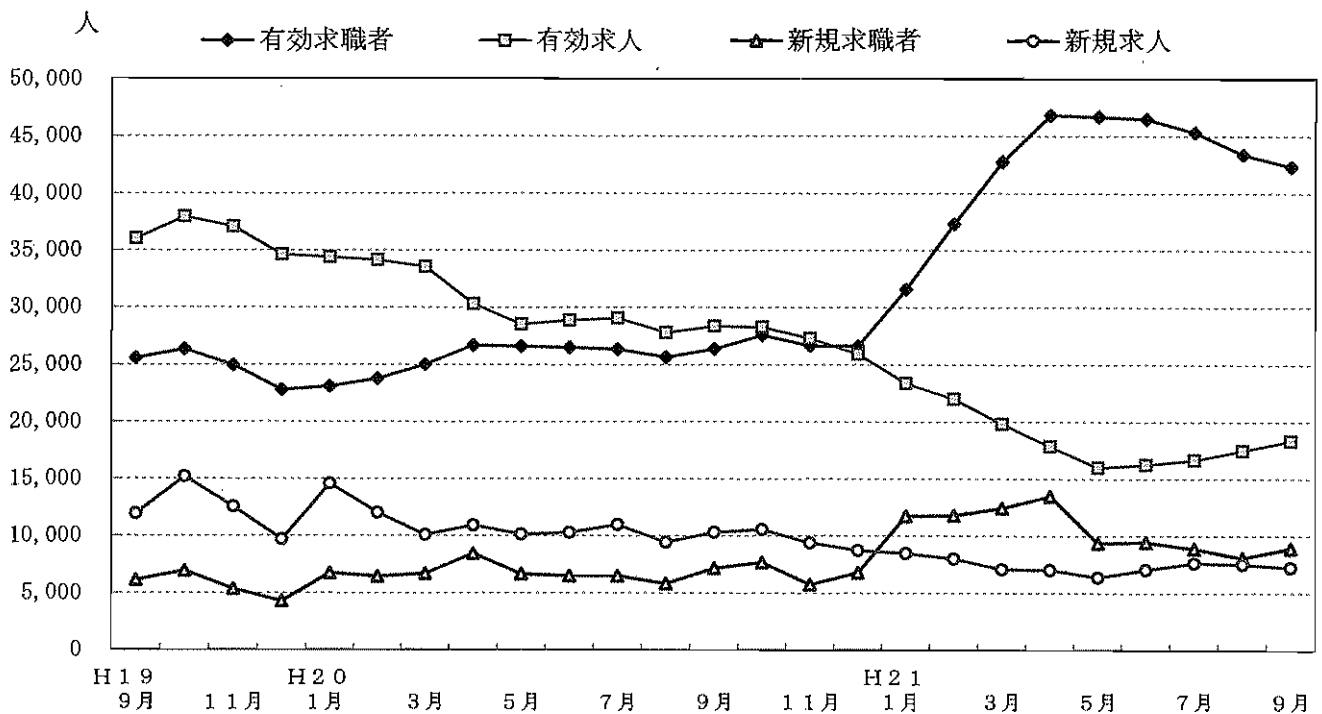
※求人数、求職者数、就職件数、求人倍率は、学卒を除きパートを含む。求人倍率の年平均は、原数値。

※就職率は、新規求職者数に対する就職件数の割合。

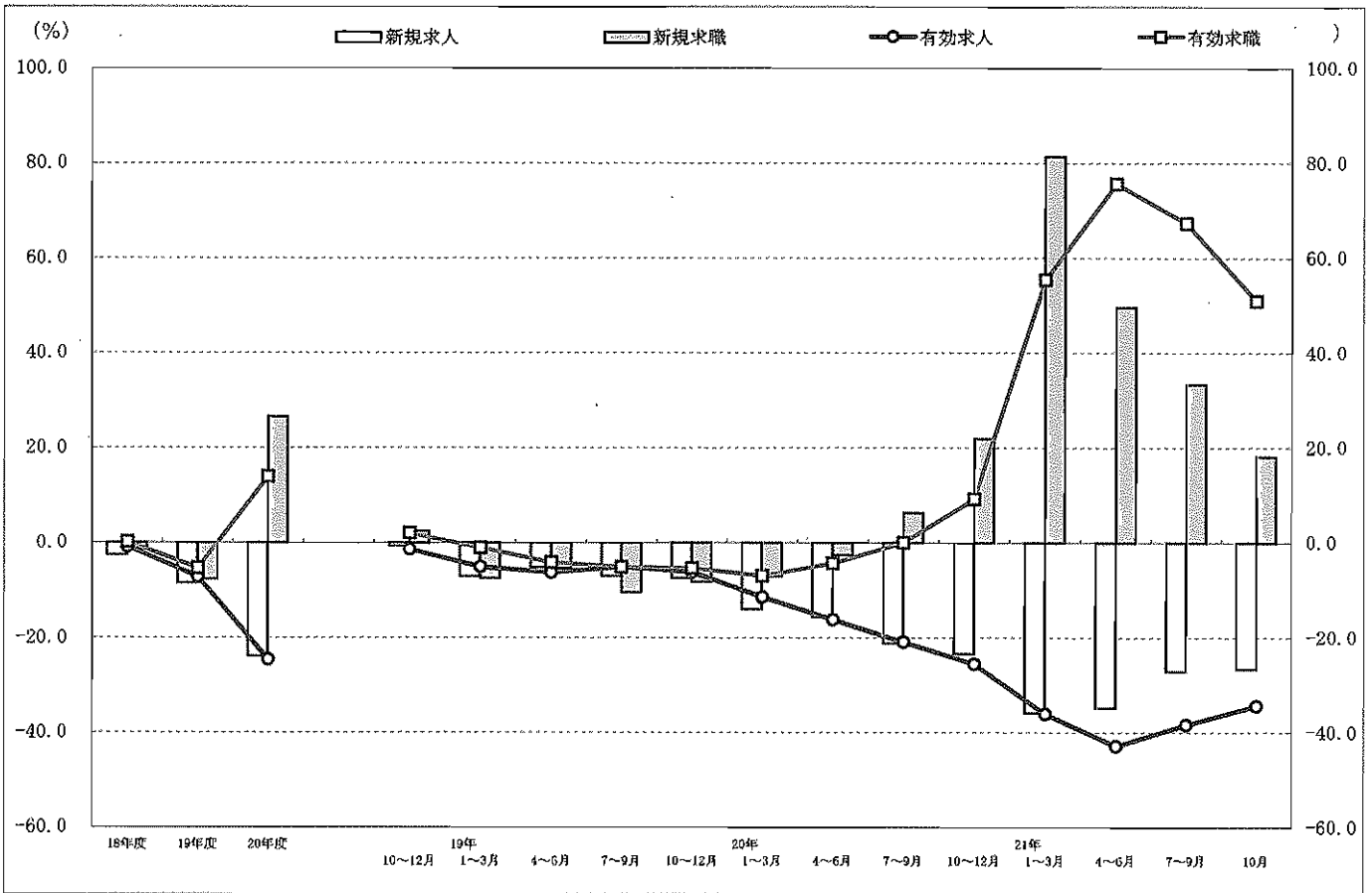
求人倍率の推移（季節調整値）



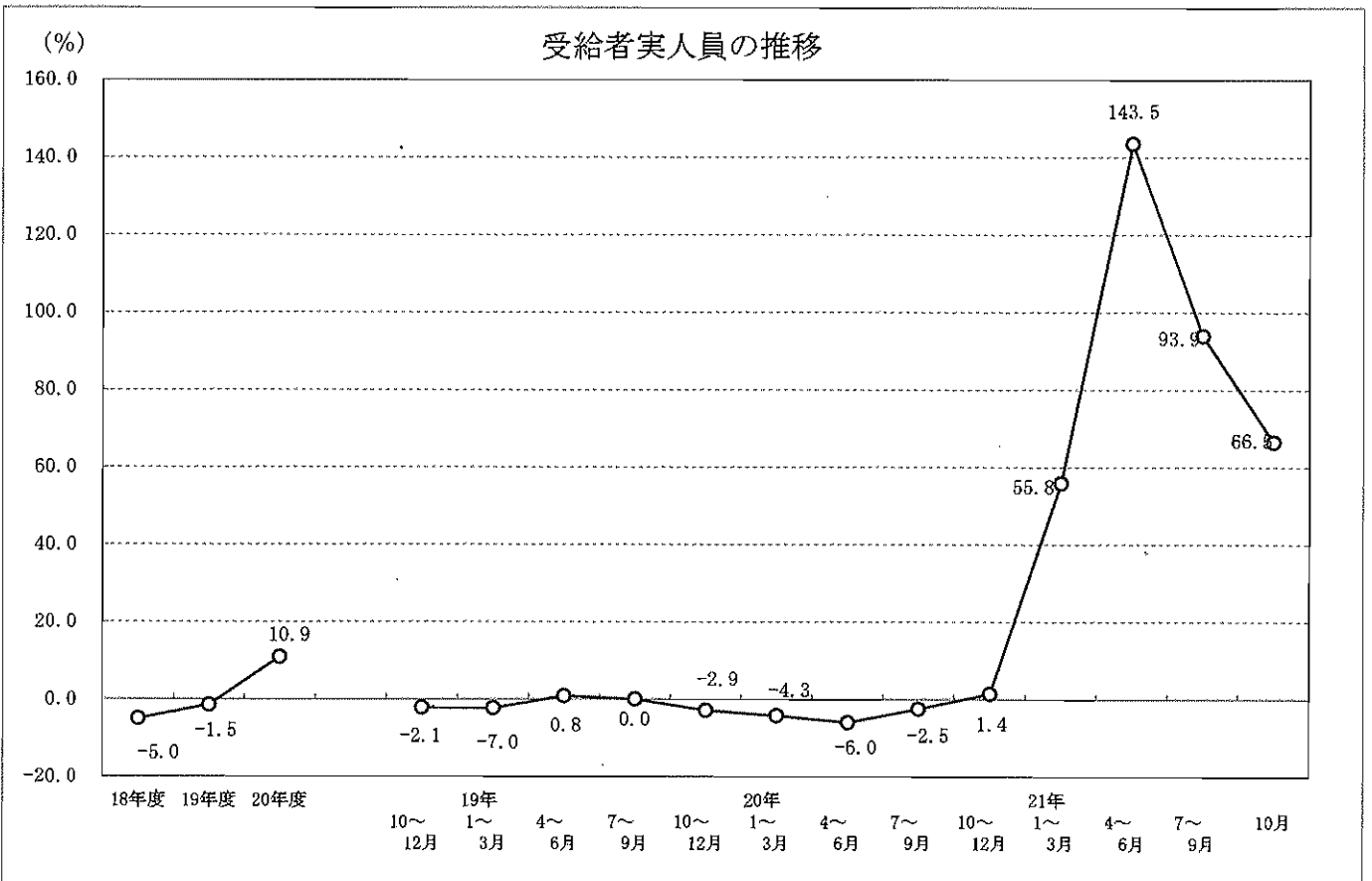
求人、求職の推移



求人・求職の動向・前年比（パートを含む）



受給者実人員の推移



主要産業別（四半期）新規求人状況

平成21年度

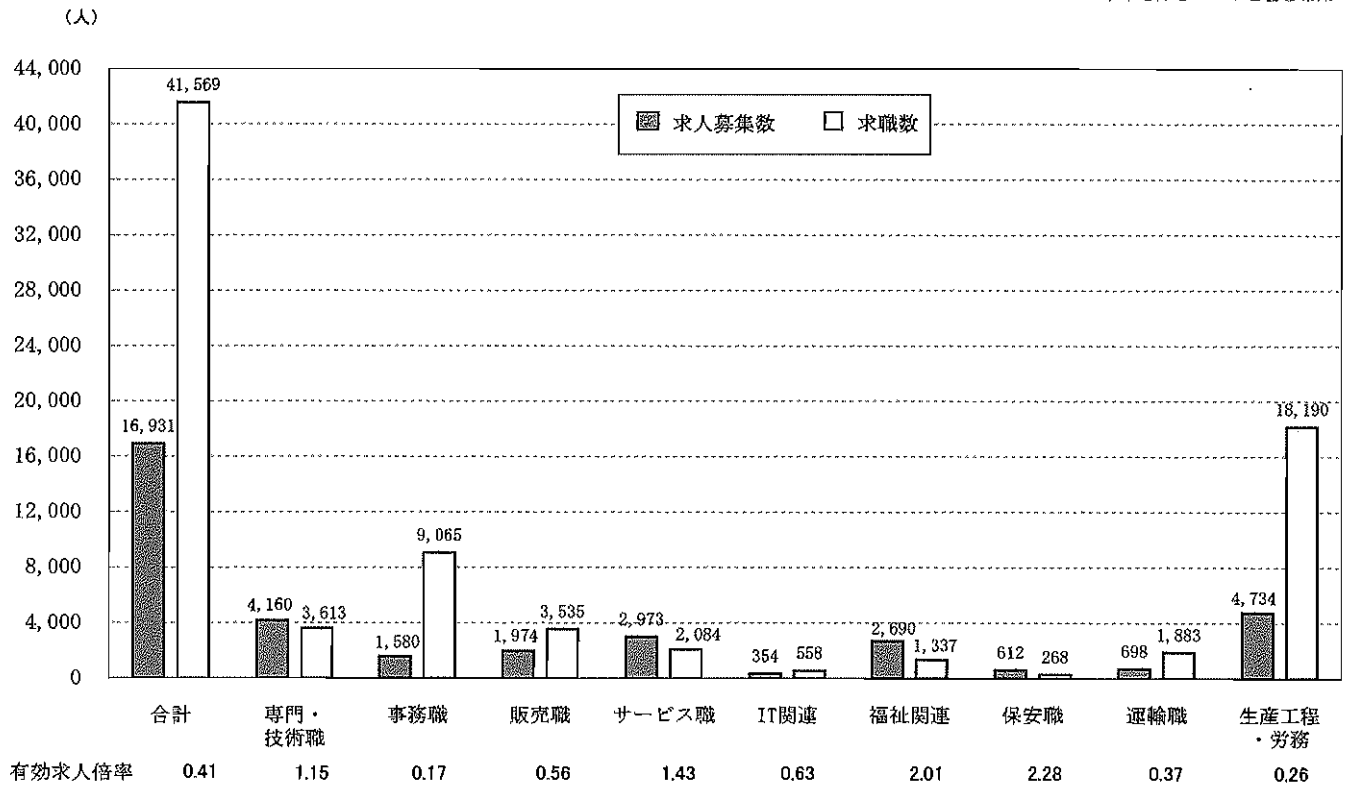
三重労働局

産業	項目	4月～6月			7月～9月			4月～9月									
		本年	前年同期	前年同期比 (%)	本年	前年同期	前年同期比 (%)	本年	前年同期	前年同期比 (%)							
産	業	計	20,402	31,282	▲ 34.8	22,377	30,687	▲ 27.1	42,779	61,969	▲ 31.0						
D	建	設	業	1,571	2,126	▲ 26.1	1,502	2,124	▲ 29.3	3,073	4,250	▲ 27.7					
E	製	造	業	2,462	5,732	▲ 57.0	3,272	5,703	▲ 42.6	5,734	11,435	▲ 49.9					
		食	料	品	707	784	▲ 9.8	674	832	▲ 19.0	1,381	1,616	▲ 14.5				
		鉄	鋼	業	35	108	▲ 67.6	54	133	▲ 59.4	89	241	▲ 63.1				
		金	属	製	品	299	862	▲ 65.3	202	795	▲ 74.6	501	1,657	▲ 69.8			
		は	ん	用	機	械	73	337	▲ 78.3	121	295	▲ 59.0	194	632	▲ 69.3		
		生	産	用	機	械	37	183	▲ 79.8	110	221	▲ 50.2	147	404	▲ 63.6		
		業	務	用	機	械	77	131	▲ 41.2	159	149	▲ 6.7	236	280	▲ 15.7		
		電	子	部	品	・	デ	バ	イ	ス	74	289	▲ 74.4	190	331	▲ 42.6	
		電	気	機	械	203	560	▲ 63.8	240	524	▲ 54.2	443	1,084	▲ 59.1			
		情	報	通	信	機	械	29	114	▲ 74.6	65	58	▲ 12.1	94	172	▲ 45.3	
		輸	送	用	機	械	233	1,080	▲ 78.4	480	990	▲ 51.5	713	2,070	▲ 65.6		
G	情	報	通	信	業	164	313	▲ 47.6	146	291	▲ 49.8	310	604	▲ 48.7			
H	運	輸	業	，	郵	便	業	973	2,007	▲ 51.5	1,297	1,931	▲ 32.8	2,270	3,938	▲ 42.4	
I	卸	売	業	，	小	売	業	2,690	4,595	▲ 41.5	2,793	4,588	▲ 39.1	5,483	9,183	▲ 40.3	
J	金	融	業	，	保	險	業	228	297	▲ 23.2	244	232	▲ 5.2	472	529	▲ 10.8	
M	宿	泊	業	，	飲	食	サ	ー	ビ	ス	業	1,852	2,651	▲ 30.1	2,104	2,524	▲ 16.6
P	医	療	，	福	祉	4,010	4,547	▲ 11.8	4,121	4,683	▲ 12.0	8,131	9,230	▲ 11.9			
		医	療	業	1,945	2,420	▲ 19.6	1,927	2,410	▲ 20.0	3,872	4,830	▲ 19.8				
		介	護	事	業	等	2,061	2,122	▲ 2.9	2,189	2,267	▲ 3.4	4,250	4,389	▲ 3.2		
R	サ	ー	ビ	ス	業	2,864	5,281	▲ 45.8	3,221	5,031	▲ 36.0	6,085	10,312	▲ 41.0			
S,T	公	務	・	そ	の	他	1,035	444	133.1	828	334	147.9	1,863	778	139.5		

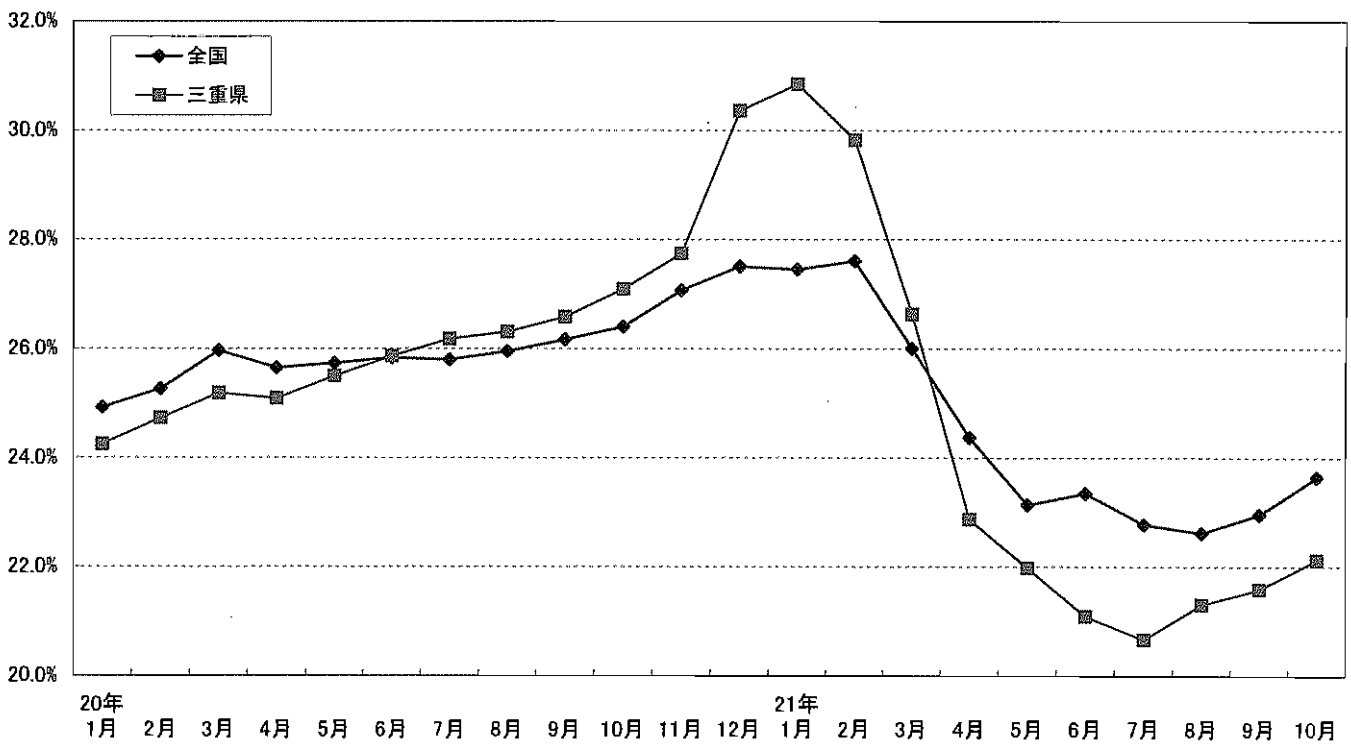
(注) 全産業を表示していないため、各産業の合計と産業計は一致しない。製造業の内訳も同じである。

平成21年10月 職種別求人求職の状況

学卒を除きパートを含む常用



新規求職者が有効求職者に占める割合(季節調整値)



非正規労働者の雇止め等の状況について (11月報告)

(注)

- (1) 今回の集計結果は、三重県の労働局及び公共職業安定所が、非正規労働者の雇止め等の状況について、企業に対する任意の聞き取り等により把握した状況をまとめたものである。
- (2) この報告は、労働局やハローワークの通常業務において入手し得た情報に基づき、可能な範囲で企業に対して任意の聞き取りを行っているため、全ての離職事例や詳細を把握できたものではない。特に、今後の雇止め等を予定として把握されたものについては、対象労働者が未定であること等により、現時点で把握が難しい項目があることも留意が必要である。

1 三重県集計結果

派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整について、昨年10月から本年12月までに実施済み又は実施予定として、11月18日時点で把握したものである。

○ 87事業所 8,981人

(就業形態別の内訳)	(構成比)	
派遣	5,559人	(61.9%)
契約(期間工等)	2,996人	(33.4%)
請負	262人	(2.9%)
その他	164人	(1.8%)

※ 「派遣」「請負」には、派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されているものを含む。

2 月別雇止め等数

(人)

合計	20年			21年											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
8,981	128	361	1,059	1,330	1,685	2,484	1,064	131	78	67	60	53	49	60	8
	1.5%	4.2%	12.3%	15.4%	19.6%	28.8%	12.3%	1.5%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.1%

※ 割合は単月で実施される数値の合計を100%としたもので、複数月の雇止めは364人となっている。

雇用の安定と生活支援対策の実施状況

(平成20年度・年度末以降実施している対策)

(経済危機対策・平成21年度補正予算)

セーフティネット・生活支援

○住宅・生活の支援

- ・全国のハローワークに特別相談窓口を開設。
- ・雇用促進住宅への入居あっせん。
- ・労働金庫で最大186万円の住宅確保・生活支援貸付。(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)
- ・離職後も社宅・寮等に労働者を居住させる事業主へ月額4~6万円(6ヶ月まで)を助成。

○職業訓練期間中の生活保障

- ・雇用保険を受けられない非正規労働者等の訓練期間中の生活保障。

○雇用保険のセーフティネット機能の強化

- ・改正雇用保険法を施行(3月31日)

内定取消し対策

- ・特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設。
- ・企業指導強化(企業名公表制度を整備)

雇用創出・再就職支援

○雇用創出のための基金

- ・「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)

○雇入れ助成の拡充と離職者訓練の強化

- ・年長フリーター等、内定を取り消された者の正規雇用、派遣労働者の直接雇用の場合に1人100万円(大企業50万円)を支給。
- ・離職者訓練の実施規模を拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を実施。(4月1日~)

雇用維持

○雇用調整助成金

- ・労働者を解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、賃金等の4/5(大企業2/3)を助成。
- ・対象労働者の拡大、支給要件緩和、申請事務の簡素化。

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣元・先指針を改正し、派遣契約の中途解除の際の①派遣元における雇用維持、②派遣先から派遣元への賠償を明記。併せて指導を強化。(3月31日)

○住宅・生活支援等

- ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等

○内定取消し対策、外国人労働者支援等

◇内定取消し対策等

- ・未内定学生等への就職面接会の実施等
- ・未払い賃金立替払の必要額確保
- ・育児休業等を理由とする解雇等への指導強化等

◇障害者の雇用対策

- ・雇用調整助成金の助成率の引上げ
- ・公的機関での「チャレンジ雇用」の拡大
- ・ハローワークの障害者専門支援員の増員

◇外国人労働者への支援

- ・通訳・相談員の増配置等
- ・日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施
- ・帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援
- ・外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援

○雇用創出対策

- ・緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等 (3,000億円)

○再就職支援・能力開発対策

◇「緊急人材育成・就職支援基金」による総合的な支援

- ・雇用保険を受けられない者に訓練期間中「訓練・生活支援給付(仮称)」を支給
- ・十分な技能・経験を有しない者の中小企業による実習雇用・雇入れ支援
- ・介護、ものづくり分野などに係る職場体験や職場見学の実施
- ・長期失業者や住宅喪失就職活動困難者への再就職、住居・生活支援

◇職業能力開発支援の拡充・強化

◇ハローワーク機能の抜本的強化

○雇用調整助成金の拡充等

- ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を9/10(大企業3/4)に引上げ。
- ・残業時間の削減により雇用維持をした場合、契約労働者は年30万円、派遣労働者は年45万円(大企業は各々20万円、30万円)を助成。
- ・大企業の教育訓練費の引上げ
- ・1年間の支給限度日数(200日)の撤廃

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・製造業務派遣に対する重点監督の実施
- ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化(5月18日要領改正)

地域雇用対策調査特別委員会

三重労働局説明資料（２）

平成21年12月4日

三重緊急雇用支援アクションプラン

三重県・三重労働局

年末に向けた緊急雇用対策
生活困窮者等対策

平成21年9月末有効求人倍率0.42倍
(平成20年9月1.06倍)

○雇用保険受給終了者への対応

年末に終了が推定される者(独自推計)8,000人
※解雇等の離職者

住宅喪失が想定される者への対応
就職安定資金貸付等利用者 1,000人(住宅困窮者)
年末にかけて貸付終了の予定者 300人

○多様な相談への対応

・生活、住宅、職業、健康相談等

○問題解決ができるワンストップサービス

住宅困難者を中心とした再就職支援の強化

○緊急雇用創出事業の前倒し執行等

年末にむけた求人300人分(年度末まで332人分)
年末までに合計1,500人分の雇用創出

○住居を喪失した求職者が再び住居を喪失しないための支援強化

◎住宅困窮者への集中的な再就職支援の実施(11月から12月上旬)

◎職業訓練・訓練期間中の生活保障

・住宅手当緊急特別措置事業(住宅手当)
・生活福祉資金(総合支援資金)貸付

○求職者総合支援センターの機能の強化

・市町との連携強化
・行政サービス充実の検討
・「三重版ワンストップサービスデー」(11月30日)
法律相談(多重債務)、心の健康相談、労働条件・労働時間相談等

就職支援

求人開拓、ジョブサポーター、合同就職面接会、就職情報交換会

○緊急人材育成支援事業の活用による学卒未就職者向け職業訓練コースの設置の検討等

(県・教育委員会・労働局の協働作業)

○「働きながら資格をとる」モデルコースの開発

・雇用期間1年又は2年
・資格取得のための研修費を事業費に含む

○介護事業主支援事業との連携によるミスマッチ解消

介護事業主用総合パンフレット等の作成等(介護基盤の緊急整備特別対策事業、介護職員処遇改善交付金、介護基盤人材確保等、介護未経験者確保等助成金など)
○緊急雇用創出事業と連携し具体的な求人の開拓

新規学卒者支援

厳しい学卒市場における未就職者の対応

新規高卒者(H21年9月末現在)
求人数 3,521人 求職者数 3,910人
求人倍率0.90倍(1.62倍 H20年9月末)
就職内定者数 2,255人 内定率57.7%(71.8% H20年9月末)
(参考 平成14年3月卒業 未就職者224人(平成13年9月現在内定率60.2%))

介護・グリーン等雇用創造

緊急雇用創出事業の活用

○求人ニーズの高い介護分野での雇用創造・促進
介護関係職の求人倍率 平成21年9月 1.74倍

○グリーン(観光その他)分野等での雇用創出

雇用維持

雇用調整助成金・中安金の支給の迅速化

休業等計画 23万人(平成21年9月まで)
支給実績 80億円(平成21年10月までの実績)

○支給事務の効率化

○中小零細事業主等を対象とした制度説明等の強化

三重労働局発表
平成21年11月25日

担当	三重労働局職業安定部		
	職業安定課長	田川	義文
	職業対策課長	安田	政規
	職業安定課補佐	川西	利弘
	電話	059-226-2305	

年末に向けて住居喪失のおそれのある求職者に対して集中的な就職支援
(11月24日から12月18日)を実施

ハローワーク(注1)では、11月24日から12月18日までを年末に向けて住居喪失のおそれのある求職者を対象とする集中的な就職等支援期間と設定。

これらの緊急度の高い求職者に、ハローワークで職業相談・紹介等を受けることを呼びかけ、重点的な再就職支援を行う。

また、職業相談等の過程で生活支援に関する相談等が必要と判断される場合には、地元市等と連携して生活支援を行う。

(注1) 尾鷲、熊野を除く7ハローワークで実施。専属相談員の配置等により対応。

ハローワークが、県・市町村と連携して実施する年末・年度末に向けての三重県緊急雇用支援アクションプラン(資料1)の一環として実施するもの。

県が次年度予算の前倒し執行等により実施する緊急雇用創出事業への就労や基金事業等による職業訓練の受講(受講期間中は生活訓練給付を支給(月10万円、世帯12万円))を中心に住居喪失者について年末年始の就労、生活の確保を図る。

□ 実施の背景

昨年末以降の派遣労働者等の解雇、雇止め等による離職者のうち社員寮などから退去等を余儀なくされ、当時、就職安定資金融資制度等(参考2)を利用し当座の住居確保をしてきた者の中には、融資等の貸付期間が6月であるため、年末に向けて貸付期間等の満了により、再び、住居を喪失することが懸念されるものがあるため。

なお、三重県においては、現時点では、派遣労働者等の大量離職は沈静化していること、住宅関連支援の利用が大幅に減少していることなどから、今年度は昨年末のような状況はないと考えられるので、当面、対象者を上記のものとして対策をとることとした。

□ 対象者

最大400人程度の見込み。

住宅生活融資を受けて年末に向けて融資期間が切れている者、離職後も引き

続き社員寮などの貸与を受けている者などが主な対象。ハローワークを通じて把握した状況では住宅困窮者対策の対象者のうち貸付期間等が切れて求職活動中の者は300人程度の見込。

これらの制度利用者以外でハローワーク窓口で把握した住居喪失のおそれのある求職者も含め400人程度に呼びかける。

□ 市等の生活支援との連携

市等では、住宅手当（住宅手当緊急特別措置）、総合支援資金貸付（生活福祉資金貸付）などの生活支援対策（資料2）を実施。

ハローワークは、職業相談の過程で生活支援に関する相談などが必要と判断した場合には、市等の担当者へ連絡票等で連絡する体制により円滑な連携のもとで対応。

- ・11月30日に実施する三重版ワンストップサービスデー（県、労働局、関係市の共催）での住宅、心の健康相談、法律（多重債務等）相談等の総合相談の利用も促す（資料1参照）。

□ 雇用保険の失業給付が満了になる者等の求職者への再就職支援

昨年末以降、県内では多くの解雇、雇止め等により離職者が急増し、これらの求職者に対して雇用保険の失業等手当の給付を行ってきたが（受給者実人員14,315人〔9月末〕）、これらの受給者のうち、6月以降12月末までに失業等給付の受給期間が満了したが、なお、求職活動中の者が約8,000人（三重労働局の推計）見込まれる。

ハローワークでは、年末、年度末に向けて、

① 県等の前倒し執行等による緊急雇用創出事業等の求人への職業紹介就職の強化

- ・緊急雇用創出事業等による求人 年末までに 1,500人程度

② 職業訓練の受講勧奨等（雇用保険切れの者には、緊急人材育成支援事業による訓練期間中生活給付金（10万円、世帯12万円）が支給）

- ・職業訓練の定員（10月以降年度末まで） 1,200人程度

③ ミスマッチの解消等を図りつつ職業相談・紹介による就職促進

特に求人倍率が比較的高い介護求人について、求職者の資格等の取得促進や給与等の求人条件の改善のアドバイスによる就職促進

- ・有効求人数（9月末現在） 18,299人
うち介護等求人 1,485人

などを重点に就職の促進を図っているが、今般、特に年末に向けて住居喪失のおそれが高く臨時の就業等によっても緊急に生活の安定を図る必要があると思われる者を対象に集中的な就職等支援を実施するもの。

(参考)

1 県内の製造業派遣労働者等の状況

①三重県の製造業派遣労働者数（平成19年6月1日現在）

10,972人

②県内の製造業派遣労働者等の解雇・雇止め等の状況（昨年10月から本年12月までに実施済み又は予定として10月21日時点で把握したもの。）

8,908人

2 住居喪失者に対する支援措置

①就職安定資金融資制度（離職に伴い住居を喪失した者に対する住居費用等の貸付）利用状況

証明書交付件数	うち就職者数	うち返済免除件数
1,008件	237件	163件

平成20年12月16日施行～平成21年9月末

※ 就職安定資金融資制度とは・・・事業主都合（解雇・契約期間満了による雇止め）による離職者のうち、当該離職に伴い入居していた社員寮から退去を余儀なくされることにより住居喪失状態になっている者に対して住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるように、住居入居初期費用等の必要な資金を貸し付ける制度

①離職者住居支援給付金（退職予定者に引き続き無償で住居を提供する事業主への助成）に係る計画認定状況

計画認定件数	計画対象労働者数
50件	1,061人

平成21年2月6日施行～平成21年9月末

※ 離職者住居支援給付金とは・・・解雇・雇い止めにより離職させた労働者に対し、離職後も引き続き社宅等に無償で居住させた（離職者住居再就職援助計画による届出が必要）事業主に対して助成する制度

②雇用促進住宅緊急入居（離職に伴い住居に困窮している求職者の特別入居措置）あつせん状況

260件

平成20年12月15日施行～平成21年9月末

※ 雇用促進住宅緊急入居とは・・・解雇・雇い止め等により住居を失った求職者が雇用促進住宅に入居するに際し、連帯保証人・敷金を不要とし、手続きも簡素化した制度

三重緊急雇用支援アクションプラン

三重労働局・三重県

年末に向けた緊急雇用対策 生活困窮者等対策	<p>平成21年9月末有効求人倍率0.42倍 (平成20年9月1.06倍)</p> <p>○雇用保険受給終了者への対応 年末に終了が推定される者(独自推計)8,000人 ※解雇等の離職者 住宅喪失が想定される者への対応 就職安定資金貸付等利用者 1,000人(住宅困窮者) 年末にかけて貸付終了の予定者 300人</p> <p>○多様な相談への対応 ・生活、住宅、職業、健康相談等</p> <p>○問題解決ができるワンストップサービス</p>	<p>住宅困難者を中心とした再就職支援の強化</p> <p>○緊急雇用創出事業の前倒し執行等 年末にむけた求人300人分(年度末まで332人分) 年末までに合計1,500人分の雇用創出</p> <p>○住居を喪失した求職者が再び住居を喪失しないための支援強化</p> <p>◎住宅困窮者への集中的な再就職支援の実施(11月から12月上旬)</p> <p>◎職業訓練・訓練期間中の生活保障 ・住宅手当緊急特別措置事業(住宅手当) ・生活福祉資金(総合支援資金)貸付</p> <p>○求職者総合支援センターの機能の強化 ・市町との連携強化 ・行政サービス充実の検討 ・「三重版ワンストップサービスデー」(11月30日) 法律相談(多重債務)、心の健康相談、労働条件・労働時間相談等</p>
	新規学卒者支援	<p>厳しい学卒市場における未就職者の対応</p> <p>新規高卒者(H21年9月末現在) 求人数 3,521人 求職者数 3,910人 求人倍率0.90倍(1.62倍 H20年9月末) 就職内定者数 2,255人 内定率57.7%(71.8% H20年9月末) (参考 平成14年3月卒業 未就職者224人(平成13年9月現在内定率60.2%))</p>
介護・グリーン等雇用創出	<p>緊急雇用創出事業の活用</p> <p>○求人ニーズの高い介護分野での雇用創造・促進 介護関係職の求人倍率 平成21年9月 1.74倍</p> <p>○グリーン(観光その他)分野等での雇用創出</p>	<p>○「働きながら資格をとる」モデルコースの開発 ・雇用期間1年又は2年 ・資格取得のための研修費を事業費に含む</p> <p>○介護事業主支援事業との連携によるミスマッチ解消 介護事業主用総合パンフレット等の作成等(介護基盤の緊急整備特別対策事業、介護職員処遇改善交付金、介護基盤人材確保等、介護未経験者確保等助成金など)</p> <p>○緊急雇用創出事業と連携し具体的な求人の開拓</p>
雇用維持	<p>雇用調整助成金・中安金の支給の迅速化</p> <p>休業等計画 23万人(平成21年9月まで) 支給実績 80億円(平成21年10月までの実績)</p>	<p>○支給事務の効率化</p> <p>○中小零細事業主等を対象とした制度説明等の強化</p>

57

(資料 /)

離職により住宅等にお困りの方に対する各種支援

～新しいセーフティネット～

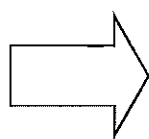
	(A) 就職安定資金融資	(B) 住宅手当	(C) 総合支援資金貸付
制度概要	ハローワーク 事業主都合離職に伴い住居を喪失した方に対する、住宅入居初期費用等の貸付。	地方自治体 離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、賃貸住宅の家賃のための給付。	市町村社会福祉協議会 失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、住宅入居費等の資金の貸付。
	支援の概要	支援の概要	支援の概要
支援対象者の要件	<p>【貸付額】</p> <p>①住宅入居初期費用(敷金・礼金等、転居費・家具什器等)(上限50万円)</p> <p>②家賃補助費(上限月額6万円×6ヶ月)</p> <p>③常用就職活動費(上限月額15万円×6回)</p> <p>④就職身元保証料(上限10万円)</p> <p>※雇用保険受給資格者は②と③は貸付対象外です。 ※貸付実行後6ヶ月以内に一定の要件を満たす就職をした場合、貸付額の返済が一部免除されます。</p>	<p>【支給額】</p> <p>地域ごとの上限額：生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額 (例：月53,700円(東京都23区・単身者))</p> <p>【支給期間】</p> <p>最長6ヶ月</p> <p>※雇用保険、年金等を含む公的な給付・貸付を受けることができない方は、「総合支援資金貸付」との併用が可能です。</p>	<p>【貸付額】</p> <p>①生活支援費(二人以上の世帯：上限月額20万円 単身世帯：上限月額15万円、最長12ヶ月)</p> <p>②住宅入居費(敷金・礼金等)(上限40万円)</p> <p>③一時生活再建費(上限60万円)</p> <p>【連帯保証人・利子】</p> <p>原則連帯保証人が必要(無利子)。立てない場合は利子年1.5%。</p> <p>※住居のない方は「住宅手当」との併用をする必要があります。</p>
	<p>次の要件全てに該当する方</p> <p>①事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職をし、その離職後1年以内である方</p> <p>②①の離職に伴い住居喪失状態となっている方</p> <p>③離職前に世帯の主たる生計維持者であった方</p> <p>④預貯金・資産がない方</p> <p>⑤常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行う方</p> <p>※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。</p>	<p>次の要件全てに該当する方</p> <p>①離職後2年以内である方</p> <p>②住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方</p> <p>③離職前に主たる生計維持者であった方</p> <p>④原則として収入のない方。一時的な収入がある場合は、生計を一つとする同居の親族の収入の合計が次の金額以下である方 単身世帯：月 84万円 複数世帯：月17.2万円</p> <p>⑤生計を一つとする同居の親族の預貯金が次の金額以下である方 単身世帯：50万円 複数世帯：100万円</p> <p>⑥就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方</p> <p>※ハローワークへの求職申込みと月1回以上の職業相談、及び自治体での月2回以上の面接支援が必要です。</p>	<p>次の要件全てに該当する世帯(貸付を受ける方は本人確認が必要)</p> <p>①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること</p> <p>②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること</p> <p>③生活保護、年金等を含め他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと</p> <p>④低所得世帯(市町村民税非課税程度)であること</p> <p>⑤社会福祉協議会及び関係機関(ハローワーク等)から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること</p> <p>⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込めること</p> <p>※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。 ※貸付けに当たっては社会福祉協議会での審査があります。</p>

平成21年11月30日(月) 三重版ワンストップサービスデー

求職者向け総合サービス

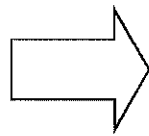
やむをえず離職し、お仕事を探している方の多様な相談を無料で受付けます。

貸付制度を利用したいが借金が多く利用できない。



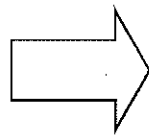
弁護士による法律相談
(多重債務の相談)

最近眠れない。やる気が出ない。生きているのがおっくうである。



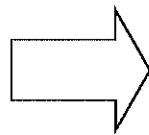
こころの健康相談

労働条件について疑問がある。労働時間が適正か知りたい。



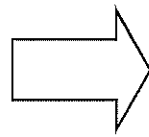
労働条件・労働時間相談

離職に伴い住居を失った。もうすぐ失いそうだ。住居を公的支援で確保したが、住み続けられない。など



住宅相談(公的支援の紹介、公営住宅情報の提供)

スキルをあげるため職業訓練を受けたいことを考えている。どんな制度があるか知りたい。訓練中の生活支援が知りたい。



職業訓練の受講、訓練・生活給付等に関する案内・相談

通訳がおります(ポルトガル語)

場所 三重県求職者総合支援センター

(四日市市浜田町4-20 JA三重四日市ビル6階 TEL 059-325-6125)

センターでは県による生活相談、住宅相談、国による職業相談・紹介を常時行っています。

三重県・三重労働局・ハローワーク

緊急雇用対策

平成 21 年 10 月 23 日
緊急雇用対策本部

目次

I. 基本的な方針	1
<u>1. 基本認識</u>	
<u>2. 3つの視点</u>	
II. 具体的な対策	3
<u>1. 緊急的な支援措置</u>	
(1) 緊急支援アクションプラン	
— 「貧困・困窮者、新卒者支援」	3
(2) 雇用維持支援の強化	6
(3) 中小企業の支援	7
(4) 女性の就労支援等	7
<u>2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進</u>	
(1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進	8
(2) 雇用創造のための既存施策・予算の活用	11
III. 対策の進め方	13

緊急雇用対策

I. 基本的な方針

1. 基本認識

- ・ 我が国の経済は、最悪期を脱したものの、経済成長の基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。とくに、雇用情勢は非常に厳しく、失業率は今年7月に過去最高の5.7%に達した後、8月に5.5%に低下したものの依然として厳しい状況にあり、今後悪化する懸念もある。また、景気が回復しても、「雇用なき景気回復(ジョブレス・リカバリー)」となるのではないかと懸念する声もあり、今後の事態の推移に予断は許されない。
- ・ 鳩山政権が目指す「国民一人ひとりが安全と安心、生きがいを実感できる社会」を実現する上で最も重要な基盤となるのは、雇用の確保である。このため、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、「緊急雇用対策」を実施する。

2. 3つの視点

鳩山政権の雇用対策は、以下の3つの視点に立つ。

(1) 情勢に即応して「機動的」に対応する

一急がれる対策を早急を実施する

- ・ 経済雇用情勢は刻々と変化する。このため、情勢変化を迅速に把握し、必要かつ有効な雇用対策を機動的に講じる。今回の対策は、現下の情勢に対応し、急がれる対策を早急にも実施するも

のである。

- ・ 今後の情勢について引き続き細心の注意を払い、その推移によっては、政治主導により果敢に対応する。

(2)「貧困・困窮者、新卒者への支援」を最優先する

－最優先課題として、最も困っている人を全力で支援する

- ・ 経済雇用情勢の悪化の影響は、経済的・社会的に弱い立場にある人々にしわ寄せされる形で最も大きく現れる。具体的には、貧困・困窮状態にある求職中の離職者や非正規労働者、女性であり、さらには来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒である。こうした求職中の貧困・困窮者や新卒者への支援は緊急を要しており、雇用維持努力への支援や中小企業支援とあわせて、最優先課題として全力で取り組む。

(3)「雇用創造」に本格的に取り組む

－未来の成長分野を中心に、政策を総合的に推進

- ・ 内需主導の経済成長を目指す観点から、未来の成長分野として期待される「介護」、「農林」等の分野や NPO、社会的企業が参加した「地域社会雇用」の創造に取り組む。これらの分野での新たな就業や雇用情勢が悪化した他の産業分野からの転職・転業を支援するため、職業訓練、とくに「働きながら職業能力を高めること」を重視した「積極的労働政策」を本格的に展開するとともに、「産業政策」や「文教政策」と連動した取組を推進する。

Ⅱ. 具体的な対策

※詳しい内容は別紙参照

1. 緊急的な支援措置

(1) 緊急支援アクションプラン

—「貧困・困窮者、新卒者支援」

<貧困・困窮者支援>

(目標) 今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする。

(アクションプランの内容)

①平成21年後半(6月～12月)に雇用保険受給期間が切れる受給者数(推計を含む)の把握

②利用者の視点に立った情報提供・広報の展開

・「緊急人材育成支援事業」、「住宅手当」等各種支援策の分かりやすい広報

③実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化

※ワンストップ・サービス ; 国、地方自治体等の関係機関の協力の下、利用者が、一つの窓口で必要な各種支援サービス(雇用・住居・生活支援)の相談・手続ができるようにする。

(ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

・11月下旬に東京、大阪、愛知等において試行実施した後、定期開催・年末年始の開催を検討

(イ)ハローワークの雇用支援機能の強化

(ウ)「求職者総合支援センター」とハローワークの連携

(エ)年末年始の生活総合相談

・年末年始の生活や居住場所の確保等の支援

・ハローワーク職員による出張相談等の検討

(オ)ハローワークにおける公的賃貸住宅情報の提供

- ・地方自治体等の協力を得て、離職者が利用可能な公的賃貸住宅情報を提供

④「きめ細かな支援策」の展開

(ア)「緊急人材育成支援事業」の訓練メニュー・実施者の新規開拓

- ・教育訓練機関に加え、地域の企業、社会福祉法人、NPO等の参加により、情報処理技術、介護・福祉・医療等の分野を中心に年内に約5万人分の確保
- ・地域のニーズに応じた訓練コースの設定

(イ)「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化

- ・「住宅手当」「つなぎ特別融資」「総合支援貸付」の適正な運用の徹底
- ・住宅の確保
- ・「就職安定資金融資」「住宅手当」の円滑な実施のための宅地建物取引業者による民間賃貸住宅のあっせん、地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃助成等の取組の推進

(ウ)関連施策の展開

- ・住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定化を図るための施策の策定・推進（臨時国会に法案提出）
- ・社宅や寮に入居している派遣労働者について、離職後も引き続き一定期間の入居が可能となるよう、企業に対して要請
- ・日本司法支援センターにおける民事法律扶助事業の利用の促進
- ・ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施

(エ)生活保護制度の運用改善

⑤その他、求職者の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするために必要な施策を引き続き検討

(アクションプランの進め方)

①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム(後述)」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

②地域における取組

・関係地方自治体の協力を得て、東京都及び政令市等において、ハローワーク、地方自治体・関係団体等が連携して具体的な取組を推進する。

<新卒者支援>

(目標) 来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロス・ジェネレーション」をつくらないようにする。

(アクションプランの内容)

①新卒者の就職支援態勢の強化

(ア)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

・支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備

(イ)大学等の就職支援の充実

・就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消

ー「就活支援キャンペーン(仮称)」の展開ー

(ア)求人・求職、内定関連情報の収集・提供

(イ)学生を対象とした合同就職説明会等の実施

(ウ)企業に対する求人拡大への要請

(エ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

・「雇用創出企業」をとりまとめ、公表(年明け予定)

③「4月就職以外の道」の選択の支援

(ア)企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

(イ)学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

(アクションプランの進め方)

①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム(後述)」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

②地域における取組

・関係地方自治体・関係団体の協力を得て、地域の学校・ハローワーク・産業界が一体となって具体的な取組を推進する。

(2)雇用維持支援の強化

①雇用調整助成金の支給要件緩和等

- ・出向元への復帰後6か月を経ずに行われた再度の出向についても、雇用調整助成金の支給が可能となるよう、支給要件を緩和する。
- ・支給に要する処理期間(初回申請:2か月以内、2回目以降:1か月以内)の設定と年内中の達成を図る。
- ・申請様式の改正を行う。
- ・今後の経済雇用情勢の推移を踏まえ、雇用調整助成金の生産量要件の緩和について、早急に検討する。

②企業間の出向活用による雇用維持支援

- ・解雇防止と新規雇用の促進のため、出向に関する企業間の情報交流を支援する。そのため、経済産業省及び地方経済産業局等に、出向支援チームを設置し、出向を希望する企業情報の収集・提供を行う。

(3)中小企業の支援

①中小企業で活躍する人材への支援

- ・中小企業の求める若手人材を育成するための「新・若者挑戦塾」の受講生と中小企業とのマッチング支援の強化や、中小企業の現場に人材をつなげる国内インターンシップ制度の参加者数の拡大

②中小企業の雇用維持・拡大への支援

- ・雇用の維持・拡大に努めている企業に対する低利融資制度(雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」や「セーフティネット貸付」)の活用促進
- ・中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)

(4)女性の就労支援等

- ・都市部(待機児童を多く抱える地域)における質の高い保育サービス整備を加速する方策の早急な検討
- ・子育て期の女性や若年層を対象とした地域のセミナー等への就労・再就職支援アドバイザー(仮称)の講師派遣
- ・女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進(再掲)
- ・ポスドク等若手研究人材を活用した共同研究プロジェクトの着実な実施と参加した研究人材の就業機会の拡大

2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進

(1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進

—成長分野における雇用促進のため、「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムの推進等に取り組む

<介護雇用創造>

①「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- ・求人ニーズが高い介護分野で、働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラムを創設
- ・資格取得のための研修費用の手当及び1年又は2年の実践的な雇用経験の付与等を可能にするため、「緊急雇用創出事業」の要件を緩和
- ・実習免除等の働きながら資格を取ることを容易にするための措置の導入等
- ・地方自治体に対して、①重点事業としての事業採択と事業の前倒し執行、②介護サービス施設、事業者への積極的な周知を要請

②介護人材確保施策の推進

- ・全国地域包括ケア推進会議の設置、介護職員処遇改善交付金の周知を通じた介護職員の処遇改善
- ・「福祉人材コーナー」をはじめとして全国のハローワークで介護分野の求人開拓を重点実施、助成金や職業訓練を活用した介護分野の人材確保・定着

③介護サービス整備の加速化等

- ・「介護基盤の緊急整備特別対策事業」による介護基盤整備の推進
- ・大都市部の自治体の意向を踏まえた認知症対応型グループホームのユニット数の拡大による整備の促進(2ユニットから3ユニットへ)

<グリーン(農林、環境・エネルギー、観光)雇用創造>

①「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム

(農林水産分野)

- ・農林水産分野での雇用創出・就業促進の積極的展開、農山漁村の6次産業化一直売所の設置や地域ブランドの立上げ等の取組、農商工連携の担い手たる人材育成のための研修強化(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」等の活用)

(環境・エネルギー分野)

- ・住宅用太陽光発電システム施工の無料講習会の拡充による施工人材の育成及び施工ガイドラインの策定
- ・企業等における省エネ・CO2排出削減を担う人材の育成
- ・グリーンワーカー事業の対象拡大(生態系保全や外来種対策を事業対象に追加する等)

(観光分野)

- ・観光産業の人材ニーズの情報提供
- ・観光人材の育成(「緊急人材育成支援事業」の活用による教育訓練の実施)
- ・外客誘致促進等の観光立国の実現に向けた施策展開の加速化

②森林・林業再生の推進

(F)緊急的な取組み―「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善等

- ・「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善(人材養成の重視、施業の集約化の推進等)
- ・集約化施業・路網整備の推進に向けた森林情報の整備・人材育成等や公共建築物等における木材利用の拡大の推進、地域材の地産地消等による地域における雇用創出(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用) 等

(イ)「森林・林業再生プラン(仮称)」の作成—森林・林業再生に向けた政策の構築

森林・林業の再生に向けた中長期的な政策の方向を明示し、森林・林業を基軸とした雇用の拡大を図るため、「森林・林業再生プラン(仮称)」を、年内を目途に作成し、関連施策を推進する。

③関連施策の推進

- ・建設企業の成長分野展開支援
- ・住宅リフォーム市場の活性化、木造住宅の振興
- ・地域のICT利活用促進

<地域社会雇用創造>

○雇用支援分野での「社会的企業」の活用

・新たな雇用の場として、NPOや社会起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する。特に、若者など困難に直面する人々を雇用に結びつける雇用支援分野での活用を目指す(「緊急人材育成支援事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用)。

※社会的企業；社会的課題の解決を目的とした収益事業に取り組むもの。雇用支援分野ではイタリアの社会的協同組合B型やイギリスのグラウンドワークなどがある。

・NPO 法人等の社会的企業が保育所との連携の下に行う家庭的保育事業の試行的実施(離職者等を雇用して家庭的保育者研修を実施した上で利用者との契約により自宅で乳幼児を保育、安心こども基金を活用して実施)

(2) 雇用創造のための既存施策・予算の活用

○「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等

・「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、以下の観点から運用改善を行うとともに、地方自治体に対する事業前倒し執行の要請や関連制度の活用等を進める。

<事業の運用改善>

(ア)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム実施のための「緊急雇用創出事業」の運用改善(前述)

(イ)「緊急雇用創出事業」の要件緩和

・現在、雇用期間6か月以内で介護・福祉・教育等の分野に限って1度の更新を可能にしているところ、全ての分野で1度の更新を認める。さらに介護については、雇用期間を1年以内に延長し、1度の更新を可能とする。

・事業費に占める人件費割合、新規雇用の失業者割合を新規雇用失業者の人件費割合2分の1以上に緩和

(ウ)「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和

・事業収益について、事業が継続され、継続して労働者を雇用する場合、委託元への返還を不要とする。

<事業の前倒し執行>

(エ)「緊急雇用創出事業」の事業の前倒し執行等

・地方自治体に対して、上記の運用改善への対応及び緊急雇用創造の観点から、事業の前倒し執行を要請。

<制度の活用等>

(オ)「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムを支える職業能力評価制度(「ジョブ・カード制度」など)の活用

※「ジョブ・カード制度」は、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、フリーター等が正社員となることを支援することを目的としている。

(カ)再就職に効果的な職業訓練の提供の在り方に関する検討

・訓練実施機関等の選定に関し、再就職の成果を上げるインセンティブが働

きやすい方法について検討

(キ)地方公共団体への支援

- ・地方公共団体が実施する緊急雇用対策について、特別交付税により支援する。

Ⅲ. 対策の進め方

(1) 対策の推進体制

○緊急雇用対策の推進にあたっては、労働界・産業界をはじめとする国民各層との対話を積極的に進めるとともに、地域において関係者が一体となって取り組めるよう十分配慮する。

①「雇用戦略対話(仮称)」の設置

○「緊急雇用対策」を推進する観点から、雇用戦略に関する重要事項について、内閣総理大臣の主導の下で、労働界・産業界をはじめ各界のリーダーや有識者が参加し、意見交換と合意形成を図ることを目的として設置する。

②「地域雇用戦略会議(仮称)」の設置

○地域における緊急雇用対策の推進母体として、関係自治体、関係機関、労働界、産業界、教育界、NPOなどが参加して設置する(当面、意欲のある地域で先行して設置)。

③緊急雇用対策本部内の推進チーム設置

○本対策の推進のために、緊急雇用対策本部内に、各施策の具体的な実施を推進する実務者等からなる、

①「緊急支援アクションチーム」と

②「緊急雇用創造チーム」の2つを設置する。

(2) 国民への情報提供・広報の徹底

○国民一人ひとりが、緊急雇用対策の各施策の趣旨・内容・利用方法を十分理解し、実際に有効に利用できるように、分かりやすい形での情報提供や広報の徹底に努める。

(3) 本対策に期待される効果

- 今回の対策は、現下の情勢に対応して急がれる取組をできる限り早期に実施するため、新たな予算措置を要しない既存の施策・予算の活用により、緊急に取りまとめるものである。
- 特に本対策は、年末年始も視野に入れ、貧困・困窮者や新卒者などの方々への支援に、地方自治体や関係団体の協力を得て最優先で取組み、現場において一人でも多くの方が安心して暮らすことができるようにすることを主眼に置いている。
- あわせて、未来の成長分野を見据え、雇用創造への取組に着手することとしており、これにより当面の雇用下支え・雇用創出の追加的効果として、21年度末までに10万人程度が期待される。